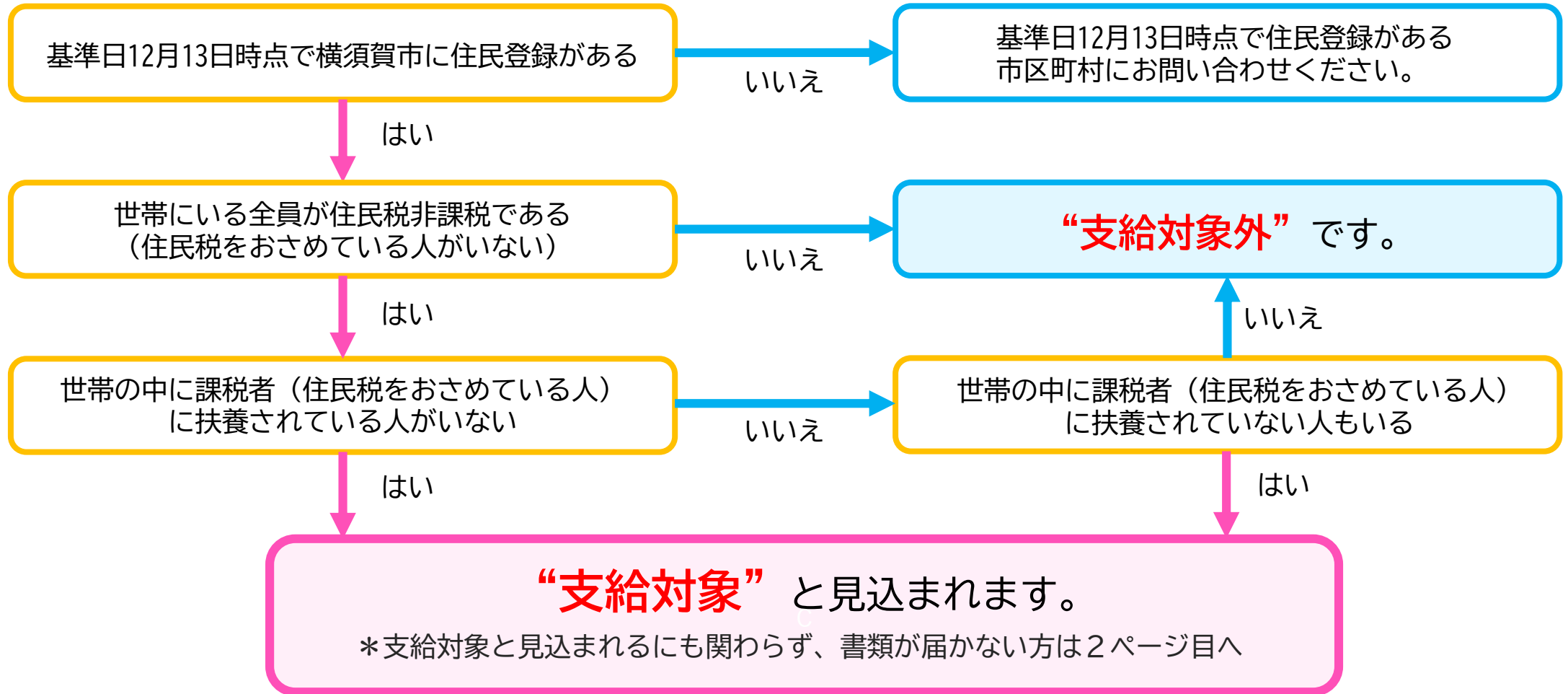


＼ご自身が対象かわからない方へ／
“非課税世帯に対する給付金” 早わかり表



／どうして？／

“支給対象”なのに書類が届かない方へ

- ・ 令和6年1月2日以降に入国した方
 - ・ 令和6年1月2日以降に横須賀市に転入された方
 - ・ 令和6年中に離婚をして非課税世帯になった方
 - ・ 未申告の方（申告していただく必要があります）
 - ・ 修正申告をして令和6年度非課税になった方
- …など

左記のような横須賀市で税情報が確認できない方には、給付金の対象となるかどうか判断ができないため、書類を発送していません。

ご自身が対象となる可能性がある場合は、

臨時特別給付コールセンター（TEL0120-934-573）

にお問い合わせください。

